

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	定期報告対象建築物改善指導事業			事業コード	0791
所属コード	93000	課等名	建築指導課	係名	防災係
課長名	上柿 信	担当者名	齋藤 利克	内線番号	7230
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 8 款 5 項 4 目 定期報告対象建築物改善指導事業 (001-02)			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 S48 年度
根拠法令等 (H26)	建築基準法第 1 2 条, 建築基準法施行規則, 盛岡市建築基準法施行細則			

(2) 事務事業の概要

建築基準法等に基づき一定の規模要件を備える特殊建築物や建築設備の定期報告の審査・改善指導及びその一環として防災査察を行う。

特殊建築物：用途別に 3 年に一度，建物の構造・防火性能・避難規定等の状況を調査・報告されるものの審査・指導。

建築設備：毎年，作動状況について検査・報告されるものの審査・指導。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

建築基準法等により，一定の規模要件を備える建築物の完成後の適正な維持管理と建築災害防止を目的として昭和 3 4 年から制度化され，盛岡市においては昭和 4 8 年から実施している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

① 市街化区域の増大により対象建物数の急増。

② 建築基準法の改正等（近年の主な内容）

- ・ 平成 1 1 年度に指定(民間)確認審査機関による確認・検査制度の創設。
- ・ 平成 1 7 年度に定期報告概要書制度の創設とその概要書の閲覧制度が開始。
- ・ 平成 1 9 年度にアスベストの使用状況・措置状況の調査項目と耐震に関する調査項目の追加。
- ・ 平成 2 0 年度に定期調査・定期検査の項目・方法・基準が明確化・複雑化となる制度改正。

以上の調査項目の増大・複雑化による調査費用の高額化，近年の不況から建物の売買等による所有者変更や建築士事務所等の閉鎖による定期報告制度の認識低下と報告率の低下が懸念される。

また，指定確認審査機関による確認申請制度等により対象建物の把握が困難となっている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

- ① 平成 26 年度対象の特殊建築物（下宿、共同住宅、学校、事務所等）
- ② 平成 26 年度対象の特殊建築物の所有者・管理者
- ③ 定期報告対象建築設備
- ④ 定期報告対象建築設備の所有者・管理者

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 定期報告対象建築物の件数	件	1087	100	213	1100	1097
B 定期報告対象建築設備（昇降機以外の建築設備） の件数	件	1903	1861	1858	1900	1862
C 定期報告対象建築設備（昇降機・遊戯施設）の台数	台	1564	1597	1597	1600	1605

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

- ① 4 月に当年度対象建物の所有者等へ通知を送付
- ② 対象建築物・建築設備の報告を受け、報告書の内容を審査し、必要に応じて改善指導を行った。
- ③ 報告されない物件については催促の通知を出した。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 定期調査報告書提出件数（建築物）	件	732	94	125	902	797
B 定期検査報告書提出件数（昇降機以外の建築設備等）	件	446	546	509	1248	794
C 定期検査報告書提出台数（昇降機・遊戯施設）	台	1500	1529	1524	1550	1532

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

- ① 建築災害防止への意識向上
- ② 完成後の建築物・建築設備を適法な状態に維持・管理する必要性を理解してもらう

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 定期調査報告率（建築物）	■上げる □下げる □維持	%	67.3	94.0	58.6	82.0	72.6
B 定期検査報告率（昇降機以外の建築 設備等）	■上げる □下げる	%	47.5	29.3	27.4	65.0	42.6

	☐ 維持						
C 定期検査報告率(昇降機・遊戯施設)	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	%	95.9	95.7	95.4	98.7	95.5

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	46	46	46	46	46
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	46	46	46	46	46
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	2020	1950	1950	1950	1950
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	8080	7800	7800	7800	7800
計	トータルコスト A+B	千円	8126	7846	7846	7846	7846
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

快適な居住環境の実現に向けて整合している。

② 市の関与の妥当性

法定事務のため妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務のため現状において妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務のため現状において廃止・休止は出来ない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

対象建築物の所有者・管理者が維持保全責任について認識を深めることにより報告率は向うすると思われる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

法定事務のため公平であるが、報告書の提出されない物件について追跡指導が必要と考える。

(4) 効率性評価

- ・毎年、新築による報告対象建築物の件数が増加傾向である。
- ・平成20年度の法改正等により調査・検査方法の複雑化と報告項目の増加に伴い、報告書の審査業務量が増加している。
- ・平成26年度の対象建物数が他の年度より突出し、事務処理に時間がかかった。
法律により報告年度が定められているので、年度ごとの平準化はできないため人員を削減することは難しい。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	都市基盤施設の維持・強化	コード	26
	小施策（推進項目）	良好な住宅地の誘導	コード	26-1

(2) 改革改善の方向性

- ① 人員増による速やかな審査と適切な指導を行う。
- ② 対象建築物の規模・要件の見直し（緩和）を行い対象数の減少により適切な指導を行う。
- ③ 対象建築物の所有者・管理者に対し、定期報告制度の重要性の理解を求め、防災意識の啓発に努める。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

問題点】

- ① 人員確保
- ② 対象建築物の規模・要件は特定行政庁が定める事とされているが、制度の制定時は岩手県の規模・要件に合わせて制定したものであり緩和する根拠に欠ける。
- ③ 対象建築物の所有者・管理者への啓発により理解は得られるものの、近年の不況により調査・検査費用等の捻出が困難な状況。

【克服方法】

- ① 人員増を要求。または、課内で応援体制を構築する。
- ② 他都市の事例を参考に対象建物等の規模・要件の見直しにより対象建物件数を減少する。
- ③ 対象建築物の所有者・管理者への啓発を継続し、粘り強く理解を求める。
- ④

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

建物を適正に維持管理することは、利用者の安全・安心を担保するものであり、また長寿命化にもつながり所有者にも有益な制度である。修繕計画の提出指導を強化し、長寿命化につなげる。

また、届出の状況を把握しながら、適正で迅速な事務執行に努める。